

三監告示第 6 号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

平成26年11月26日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 下 村 喜 作

記

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上 |
| 3 監査の方法 | 同 上 |
| 4 監査の結果 | 同 上 |

定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 平成25・26年度における経済部営業戦略室、地域経営課、商工課、農林課（災害復旧対策室含む）所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況（所管課の出先機関を含む）
- 2 監査の期間 平成26年9月18日から同年10月27日まで
- 3 監査実施委員 大久保 秀 男
捧 厚 雄
下 村 喜 作

4 監査の方法

このたび実施した定期監査は、平成25・26年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

5 監査の結果

軽微な事項を除き、特に記述すべき事項は次のとおりである。

- (1) 旅費支給事務において、未支給の事例があった。
- (2) 利子補給金交付事務において、交付額の誤りにより、返納や追加支払が必要となる事例があった。
- (3) 負担金徴収事務において、負担額を誤り、追加納入が必要となる事例があった。
- (4) 補助金交付事務において、実績報告書の提出がないまま補助金を交付している事例があった。
- (5) 現金出納事務において、領収証に領収日の記入がない事例があった。